

小規模事業者経営改善資金融資制度

無担保 無保証人

マル経資金融資

小規模事業者の資金調達を支援します!!

マル経資金融資は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々に
バックアップするため、無担保・無保証低利で融資する制度です。



ご融資の条件

限度額 2,000万円 **利率** 年1.80% (令和7年6月2日現在)

返済期間 ○運転資金／7年以内 ○設備資金／10年以内

保証人・担保は不要です

据置期間：運転資金は1年以内、設備資金は2年以内

※利率は変動します。

※固定金利です。借入期間中に金利の変動があった場合も金利は据置されます。

マル経資金融資とは

全国の商工会議所・商工会で6ヶ月以上経営指導を受けた方に対して、(株)日本政策金融公庫が事業資金の融資を行う国の制度です。

飲食店・理美容・旅館クリーニング業などの
方も「設備投資資金」のご利用が可能です。

運転資金として

- 商品や材料の仕入に
- 支払手形や買掛金・諸経費の決済に
- 受取サイトの延長や貸倒金の対処に
- 賞与など一時的な支払いに

設備資金として

- 事業用車両の購入や買替えに
- 機械や事務機器の導入や買替えに
- 工場や店舗の増改築に
- 什器備品等の購入に

マル経資金融資をご利用いただける方

- ① 常時使用する従業員数 商業・サービス業5人以下 製造業・建設業等20人以下
- ② 新井商工会議所管内で最近1年以上事業を行っていること
- ③ 新井商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けていること
- ④ 税金(所得税・法人税・事業税・市県民税等)を完納していること
- ⑤ 許認可等を要する業種はそれを取得していること



※日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用できません。(金融業・保険業・娯楽業・政治、経済、文化団体など)

※ご利用にあたっては、ご融資の条件等からご要望に沿えない場合がございます。

ご相談・お申し込みは **新井商工会議所** (TEL 72-2425) 鈴木・阿部まで